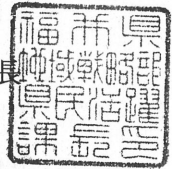


特定非営利活動法人奥越すまいる  
理事長 替地 千加夫 様

福井県地域戦略部県民活躍課長



### 市民への説明の要請について

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第29条および特定非営利活動促進法施行条例第8条の規定により、毎事業年度終了の日後3月を経過する日までに事業報告書等を所轄庁に提出することが義務づけられています。しかしながら、貴法人については下記1の書類が期限内に提出されておらず、また、速やかに提出していただくよう代表者、および役員全員宛て督促書を送付したにもかかわらず、いまだに提出されていません。

つきましては、別紙「事業報告書の提出がない特定非営利活動法人に関する事務処理方針」に基づき、下記2により市民への説明を実施すると共に、その実施された説明内容について本県まで書面にて送付いただきますよう要請いたします。

また、貴法人は3年以上に渡って事業報告書等の提出がないため、今後も提出がない場合は、聴聞を行い、法第43条第1項の規定に基づいて設立の認証を取り消しますのでご注意ください。

なお、本要請文書は貴法人の役員全員に送付していることを申し添えます。

### 記

#### 1 未提出書類

平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度にかかる以下の書類

- ① 事業報告書等提出書（別添様式）
- ② 事業報告書
- ③ 財産目録
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 活動計算書
- ⑥ 前事業年度の年間役員名簿
- ⑦ 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

#### 2 市民への説明について

##### (1) 説明していただきたい点

- ・事業報告書等を所轄庁に提出していない理由
- ・今後の提出の予定

##### (2) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴団体の検討に委ねられるものです。参考例としては下記のものがあり、説明内容を記載した文書を本県に対して送付し、本県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・貴団体の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・貴団体が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくことが望ましいと考えられます。）

(3) 説明の期限

令和4年 2月 2日(水)

(4) 本県への書面送付期限

令和4年 2月 9日(水)(必着)

3 提出先・問合せ先

〒918-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県地域戦略部県民活躍課 県民・若者活動支援グループ

電話番号：0776-20-0237 FAX 番号：0776-20-0632

この要請文書及び本県へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、本県ホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても説明文書の提出がない場合も、その旨を掲載し公表します。